

年頭のあいさつ

新潟県指定検査機関協議会

会長 小林 静夫



昨年は深刻な経済不況に加えて、戦後最大の冷害等、多難な年でした。しかし、こうした中でも公害はようしやもなく進行し、報道機関はこれらを大きく取り上げてきました。

昨今、公害問題は国民の大きな関心事であり、また、行政の指導も一段と強化の度を加えています。

昨年9月、中央公害対策協議会で、前環境庁長官は、環境行政に取り組む姿勢として、①、国民の健康を守り生活環境を保全する。②、国民の声を卒直に聞き信託にこたえる。③、科学的な基盤に基づき、長期的総合的視野で環境行政を推進する。と挨拶しています。この姿勢は、当然今後も継承され、指導の具現化がなされて行くものと予測され、公害問題は今年も深刻な問題として、更に国民の重大関心事となっていくことは否定できません。

こうした現実立って、われわれのおかれている立場を考えると、検査機関としての責務の重大性を痛感するものであります。幸い発足当初から当協議会は、県の御指導と、お互いの自覚、意志の疎通により、その実績を挙げてきていることは御同慶の至りですが、なお、今後も一層協力の実を挙げ、技術の向上、合理化、省力化等に努め、指定検査機関として住民の信頼にこたえ得る姿勢を堅持して参りたいと願ってやみません。

年頭にあたり、各位の御健勝をお祈りして御挨拶といたします。

民間検査機関に望む

地方自治体の保健サービスや環境保全のために必要な試験検査をはじめ、企業の事業活動を推進するために必要な検査など試験検査に対する社会的需要は、質量とも年々急激に増大しつつある。また行政目的を達成するために、行政自体がもつべき検査機能の拡充もまた強く要請されている。このような現状のなかで、民間検査機関の果たすべき役割と責務は極めて大きいものがある。県民の健康を守る行政の立場から、民間検査機関の健全な発展を期待しつつ以下3点について要望したい。

1. 精度の高い信頼できる技術の確保

試験検査の不可欠絶対的な要件として、高水準の技術性の確保の必要性は、誰しもよく承知しているところである。しかし機器の整備にせよ、技術者の充足にせよ経済的な条件に大きく左右されるのは当然で、高水準の技術性の確保は必ずしも容易ではない。しかし、これを欠いては検査機関の存在の意義を失う。この面からも検査機関自体の努力と共に民間検査機関の健全な発展についての行政責任を充分果たすよう強く要望したい。

2. 検査目的に対応した指導の徹底

民間検査機関は依頼されて検査を実施する立場にあるが、依頼者側はそれぞれ目的をもって依頼している。従って結果を分析評価し、具体的に対応して、はじめて検査目的が達せられることが多い。例えば、工場排水から高濃度のシアンが検出されたとか、食品からぶどう球菌が検出されたなどの成績が出た場合、そのことが直接住民の生命健康に直結する重大な意味をもっており、迅速適切に対応することによって、はじめて検査目的が達せられることになる。民間検査機関が社会的責務を果たすためにも、検査成績に対応した具体的な措置についての指導と行政側との十分な連携を特に望みたい。

3. 組織体制の確立

営利追求のための競争ではなく、よい意味での競争は、検査機関の健全な発展のための大きな力になると思う。そのためには社会的責任に対する共通理解と、その責任を果たすための組織体制の確立が前提となる。その意味で「指定検査機関協議会」を高く評価しているが、更に協議会を通じ特に次のことを要望したい。

例えば臨床検査関係で、県民の血清脂質水準は、疫学的には新潟県民の脳卒中、心事故に対する危険を予知する重要な指標であるが、現状では残念ながら、検査方法の違いや、精度面から、各機関のデータが必ずしも比較に耐えうる条件を満たしていない。このようなことは理化学検査、臨床検査、生物学的検査に共通していいことである。各機関で実施した各地の検査成績を収集分析し、広く新潟県民の健康水準、新潟県の環境水準を判断できるような体制を早急に確立してほしい。そのために、技術者の教育訓練による資質の向上、精度管理、検査方法の研究など協議会の果たす役割を大いに期待したい。

新潟県巻保健所長 三 沢 博 人



年 頭 所 感



新潟県衛生部長

近 寅 彦

謹んで新年をお慶び申し上げます。

私にとって今年はずし振りの故郷での正月ですので思いも新たに、微力ながら県民の衛生行政の推進に懸命の努力を尽くす所存でありますので、よろしく皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。

昨年はロッキード、ロッキードと賑やかでしたが、その底流を不況の波が広がり、県民経済も徐々に深刻化した大変な1年でした。決してそのせいではないでしょうが、熱病が猖けつしたようにあれほどに騒がしかった県民の公害への関心もや、薄れ気味で、いささか戸惑い気分を感じているというのが偽らざる私の気持です。しかし幸い、皆様の絶大なご協力や関係事業者の認識の高まりによって空や川に自然がもどりかけていることはまことに嬉しい事実でありましょう。

ご案内のとおり、昨年11月、県が日本海時代の中核となる魅力ある郷土新潟を建設するために発表した長期総合整備計画には“健康で安全快適な生活の確保”が県民生活の最も基礎的条件とうたわれております。これからの産業の発展、技術の進歩、社会の変化に対応して、当然増加してくる生活を脅かす要因は、総合的な全体環境の汚染防止対策として事前予防措置の徹底で排除されねばなりません。このため衛生研究所や公害研究所をはじめ保健所の検査機能を拡充することはいうまでもありませんが、それ以上に皆様のご協力が絶対必要となりますので、民間検査機関の育成強化は県の重要な責務となるでしょう。

どうぞ民間検査機関の皆様には、今後益々重大となるその使命を強く認識され、さらに一層、技術の研さんに努められ、県民福祉の向上に寄与されますようお願い申し上げます。



新潟県生活環境部長

上 原 辰 雄

明けましてお目出度うございます。

公害が、我が国の行政に取り入れられたことに伴い、法律で各企業の自主検査体制の確立が義務づけられるようになりました。その時代的要請に伴い、新潟県においても次々と民間検査機関が誕生いたしました。爾来民間検査機関は、行政と表裏一体となり公害行政に、あるいは、食品行政にと活動し、今日の発展充実した時代を迎えるにいたったわけでありました。このことは、民間検査機関の方々の日頃のご努力の賜に他ならないものと思います。

我が国の公害行政も、公害対策基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等々法律の体系も逐次整備され、行政の対応姿勢も発生した公害事案に対応する対応療法的行政から、我々の住んでいる環境の測定解析管理の行政へと、転換の時期に直面しております。この行政の流れと民間検査機関のあり方とは、決して無関係であり得ません。

民間検査機関には、時代の要請を踏まえて、内容の整備、即ち日進月歩の測定機器の整備、技術の向上、データ解析力の向上等自主努力が求められております。

今後の民間検査機関に対するユーザーの検査に関する要請は、ますます多様化することは容易に予想できます。この時代的要求には、個々の民間検査機関が最善の努力で対応することはもちろん、検査業界が一体となって対応しなければならない時でもあると思っています。

このようなことを念頭において、各検査機関の一層の奮起と努力を要望して年頭のご挨拶といたします。

陳 情 書



協協会長名で、県知事あて次の2項目についての陳情書を提出したのでその要旨を紹介する。

1. 検査手法の統一をはかって頂きたい

新しい検査需要の増大と科学の進歩により公定試験法のないもの、公定法があっても時代おくれのもの、公定試験法が多くその選択に困難なもの、あるいは手法上の統一を要するもの等があり、各検査機関によってその採用がまちまちであり、検査担当職員は日常の検査成績に強い不安を感じている。

これらの不安を解消し、統一的な検査成績を得るための基本的な問題として早急に検査手法の統一をはかる必要がある。

幸い、県当局では、当協会並びに検査技術職員の強い要望を受けて本年5月、検査手法統一研究班(当協会も参加)を設置し、試験法をはじめサンプリング方法、定量限界及び表現方法等の統一について検討がなされているが、この研究班活動を更に強化し、早急にこれらの作業をすすめて頂きたい。

2. 精度管理事業を制度化して頂きたい

検査成績は公害、環境破壊、汚染食品等の問題処理に関しての科学的な判断材料として直ちに対策につながってくるものであり、したがって、その成績は正確でなければならず検査機関相互間の成績に差があってはならない。検査精度の向上確保によって、これらの差をできるだけ少なくし実際上の支障を生じないよう県の主導による精度管理事業を推進し、社会の信頼と期待にこたえられるよう、この事業を早急に制度化して頂きたい。

産業廃棄物の埋立処分基準

産業廃棄物はその種類によって、中間処理（破碎、油水分離、脱水、焼却及び固型化など）を行い、最終的に埋立処分することが最も一般的な処分方法である。

産業廃棄物を埋立処分する場合には、別表の「有害な産業廃棄物の判定基準」に照合し、無害又は有害をみきわめ、埋立処分基準に適合した埋立処分を行い、二次汚染を未然に防止することが必要である。

特に、昨年3月PCBが有害な産業廃棄物として取り扱われることとなったため、「産業廃棄物に含まれる有害物質の検定方法」(環境庁告示第13号)の一部改正があり、検液の調製(試料液のち過、混合液の量及び溶出方法)がかわった。

なお、同時に有機塩素化合物も有害な産業廃棄物に指定されたが、当該廃棄物は、その物の性質上廃油類に分類されるため、廃油の埋立処分は禁止されていることから、判定基準値の規定はない。

有害な産業廃棄物に係る判定基準(埋立処分関係)
単位: ppm

有害物質	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと(検出限界0.0005)
水銀又はその化合物	0.005 以下
カドミウム又は "	0.3 "
鉛又は "	3 "
有機リン化合物	1 "
六価クロム化合物	1.5 "
ひ素又はその化合物	1.5 "
シアン化合物	1 "
P C B	0.003 "
有機塩素化合物	-

(県環境保全課廃棄物第二係)

Mini News

作業環境測定士制度の発足

職業性疾病の予防対策として適正な作業環境を確保するため、従来より、労働安全衛生法では一定の有害作業場について定期的に作業環境を測定する義務が事業者に課せられてきた。しかし、この作業環境測定を正確に行うためには高度の知識及び技術が必要とされるのに対し、従来は作業環境測定を行う者の資格等について特別の定めはなかった。

このような状況から、作業環境の現状を認識し、作業環境の向上を図るためには適正な作業環境測定を確保する必要があり、これらのことから作業環境測定士制度が発足したものでその期待は大きい。

((財)新潟県安全衛生センター)

ビルの給水管理をめぐる動き

建築物における給水施設の衛生的環境保全の確保から、ビル管理法に規定される特定建築物の所有者に対し、水質検査を年2回、貯水槽の掃除を年1回行うよう義務づけられ、厚生大臣の指定を受けた者に行わせることが規定された。そしてこれからの指定された業者が一体となり、行政に協力して効果的な事業を推進することになり、昭和51年12月新潟県貯水槽管理協会(会員数27)が設立された。

特に、ビル等の給水貯水槽の維持管理に問題があるため県では4千以上のビル等の給水施設の維持管理の強化を図って行くこととした。

農産物の残留農薬

県では昭和46年の残留農薬基準の設定以来、県内で生産され市場に出荷されている主要農産物について毎年取去検査を実施しているが、基準違反品は年々減少し、最近検査成績ではきゅうり(ハウス採培)、ばれいしょの2品目にしばられてきており、いずれもドリン剤(ディルドリン、アルドリン、エンドリン)の違反が20~30パーセント程度発見されている。このことはきゅうり、ばれいしょが特にドリン剤の吸収性が強い

作物であることが証明され、その対策としては吸収性の少い作物への転作、あるいは深耕露出による分解、流出を早める等の措置を構ずるよう指導している。

水需給の見とおし

近年、生活用水の需要量は年々増加しており、この需要に対応するため、長期的展望に立った水道水源の確保が必要となってきている。

本県の水道普及率は、昭和50年度で88.2パーセントと向上し、ほぼ全国水準に達したが、県では昭和60年度における普及率を98.7パーセントに目標をおき「水道長期整備計画」を推進している。

ちなみに本県における生活用水の昭和47年における年間総給水量は23,200万トンとなっているが、昭和60年には約2倍強の50,000万トンの需要が見込まれている。

阿賀野川水銀対策

県では昭和40年以来、阿賀野川生息魚類の水銀量調査をすすめ、食用の自主規制など積極的な行政指導を行ってきた。これらの調査成績では昭和40~45年にかけて急速な減少がみられたが、昭和46年以降は減少傾向が鈍化し、毎年検体数の約10パーセント(主として3才魚以上の大型魚)が給水銀、メチル水銀とも暫定的規制値相当を超えており、また、昭和50年の底質調査成績では、原因工場である鹿瀬電工排水口付近の底質数検体から暫定基準値(除去基準)を超えるものが発見された。

これらのことから、県では昭和51年5月、全国の専門家をもって構成した阿賀野川水銀汚染調査検討委員会を発足させ、その意向をうけて約3,600万円の調査費を計上し、阿賀野川水銀総合調査2年計画をすすめこれと併行して対策も構じているが、この2年間の総合調査によってピリオドがうてるかどうか、調査の進行が目玉されている。

告 知 板

昭和52年度の標準料金について、先般小委員会で検討され「昭和51年度料金を据置きとする」と決定されたが付帯条件として、①飲料水については水道法の改正があったとき改めて検討する。②放流水については合併処理浄化そうの検査料金、未収金対策等問題が多いので関係者間の話し合いをすすめる。

会 員 名 簿

検査機関名	電話・住所
(財)新潟県環境衛生研究所	〒959-02 ☎3-4509 西蒲原郡吉田町法花堂
(財)新潟県公衆衛生検査センター	〒951 ☎67-8191 新潟市白山浦2丁目180-5
(社)新潟県薬剤師会試験検査センター	〒951 ☎67-2131 新潟市川岸町1
(財)上越公害分析センター	〒942 ☎43-7664 上越市西本町4
(社)新潟県環境衛生中央研究所	〒940 ☎36-5220 長岡市東神田3丁目
(財)日本気象協会新潟公害試験所	〒951 ☎67-6630 新潟市関新1-7-22
(財)新潟県安全衛生センター	〒959-02 ☎2-2185 西蒲原郡吉田町下中野
(社)新潟市豊栄市北蒲原郡医師会検査センター	〒957 ☎4-1145 新潟市大手町1丁目14-14

準 会 員 名 簿

検査機関名	電話・住所
(株)サン化学新潟分析センター	〒950 ☎73-8176 新潟市末広町9番39号
電気化学工業株式会社青海工場デンカ分析センター （株）デンカ化学工業	〒949-03 ☎青海 3111 西頸城郡青海町大字青海2209 959-26 中条(3)2360

賛 助 会 員 名 簿

団 体 名	電 話
多田理化(株)新潟営業所	新潟 (0252) 43-1709
北陸工機(株)	上越 (0255) 43-2434
タケショー科学(株)	新潟 (0252) 41-0671
(株)ニチエー	新潟 (0252) 65-1151
(株)マルタケ	新潟 (0252) 45-1171
(株)マルタケ医療器械店	新潟 (0252) 28-0303
東洋科学産業(株)新潟営業所	新潟 (0252) 28-3425
金剛薬品(株)新潟営業所	新潟 (0252) 43-2261
(株)小木医科器械店	新潟 (0252) 28-2886
(株)ニイガタメカサルサービス	新潟 (0252) 68-5081
鐘通化学薬品(株)	新潟 (0252) 23-6591
和光純薬工業(株)東京支店	東京 (03) 270-8571
池田理化工業(株)新潟営業所	新潟 (0252) 47-9277
合資会社吾妻計器	新潟 (0252) 47-8386

順不同

準 会 員 紹 介



**(株)サン化学
新潟分析センター**

私どもの(株)サン化学は昭和45年7月旧新潟硫酸(株)と旧日東硫曹(株)とが合併して発足し、肥料及び飼料の製造販売が主なものです。

47年7月新潟地区の三工場の分析室を東港地区に統合して新潟分析センターとして組織替えをし、社内分析と社外の依頼測定業務を行なうことになりました。総員21名、うち濃度計量証明に従事する者7名です。主な測定機器としては、原子吸光度計、炎光光度計低温灰化装置、ふらん器、イオンメーター、ばいじん捕集装置一式、ガス吸収装置、オートマンメーター、オゾン発生装置等です。業務内容は大気及び水質関係ですが、大気関係が主で、ボイラー、焼却炉及び乾燥炉の排ガス中のばいじん量、全いおう酸化物、塩化水素及び窒素酸化物等です。

昨年7月に新潟市末広町9番39号に移転いたしました。よろしくお願ひします。

(遠藤 真)

電気化学工業株式会社青海工場

デンカ分析センター

当センターは電気化学(株)青海工場が総合化学メーカーとして50年にわたり、化学分析の分野で、育成し、蓄積された技術を一般社会へ提供するために、昭和47年8月に設立しました。業務内容は環境関係分析の外、化学分析全般にわたり、ユーザは富山県の官公庁及び大企業が殆どです。分析機器としては原子吸光3台、ガスクロ35台、TOD、TOC、IR、蛍光X線分析装置(含回析)質量分析計、NMRなどです。人員は社内環境分析を含め約10名で、分析関係の有資格者は技術士1名、環境計量士2名、作業環境測定士4名、放射線取扱主任者1名などです。

上記のように作業面では距離などの関係上、県内での仕事は殆ど行っていませんが、技術面では協議会の皆様と交流を温めてゆきたいと思ひますので御厚情をこうむりたく、紙上をもつて御願ひ申しあげます。

(八木鉄郎)

編 集

ノ ー ト

あけましておめでとうございます。

巳年ノヘビの冬眠もかくやと雪にうもれた正月を炬燵の中で過ごした。

まだ冬眠もさめやらずボケーとしている今日この頃です。

「民間検査機関だより」第3号ができあがり、ようやく責任を果すことができ、ほっとしております。

事務局(環境衛生課 TEL23-5511 内3177)